

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	サーバ機器1式（総務系）賃貸借（再リース）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森戸 義貴 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和 5年12月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社J E C C 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目6番16号 西鉄博多駅前ビル
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥7,740,562- （月額）
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥8,400,562.5- （月額）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	年間予定額 23,221,687円（単価契約）

## 随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 サーバ機器 1 式 (総務系) 賃貸借 (再リース)
2. 随意契約の相手方 株式会社 J E C C  
東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
3. 随意契約適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び  
国の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政  
令第 1 2 条第 1 項第 2 号

4. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

本契約は、「サーバ機器 1 式 (総務系) 賃貸借」契約にて運用しているサーバ機器について、再度、借り上げを行うものである。

本機器は、令和 2 年から令和 5 年 1 2 月末までの賃貸借契約を行っているものであるが、今回、機器の更新計画により契約を延長して令和 6 年 3 月末までサーバを再度、借り上げるものである。

現在、賃貸借している機器は、正常に稼働を続けており、九州地方整備局が業務上必要なシステムを安定的に稼働させている。サーバ上で稼働しているシステムを次期新サーバで継続して稼働させるためには、システム移行及び環境構築等の設定作業(以下、移行等作業という。)が必要である。移行等作業は、別業務で発注予定であり、次期新サーバの稼働開始後の令和 6 年 1 月 1 日以降でなければ行うことができず、かつ、3 ヶ月程度の作業期間を要する。

移行等作業を行わずに、システムを途切れさせず稼働させること及び次期新サーバ切替えと同時に移行等作業を行うことは技術的に困難であることから、システムの移行等作業に必要な期間として 3 ヶ月間、上記の相手方から引き続き機器の借り上げ及び保守を行うものである。

よって、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び国の物品又は特定役務の調達手段の特例を定める政令第 1 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、株式会社 J E C C と随意契約をするものである。

随意契約理由書作成者  
総務部 契約課長